



KPMG Japan Tax Newsletter

1 July 2019



国税庁 — 定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いを定める通達を改正する通達を発遣

I. 改正の背景.....	2
II. 改正通達の概要	
1. 定期保険及び第三分野保険の保険料に関する原則的な取扱い.....	3
2. 定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い.....	3
III. 適用時期.....	5

国税庁は 6 月 28 日、定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いを定める通達を改正する以下の通達を発遣しました。

■ [法人税基本通達等の一部改正について\(法令解釈通達\)](#)

このニュースレターでは、これらの通達が改正されることとなった背景及び改正通達の概要をご紹介します。

I. 改正の背景

保険期間が複数年となる定期保険の支払保険料は、加齢に伴う支払保険料の上昇を抑える観点から平準化されているため、保険期間前半における支払保険料の中には前払部分の保険料が含まれています。しかし、その平準化された保険料は、いわゆる掛捨ての危険保険料及び付加保険料のみで構成されており、これらを期間の経過に応じて損金の額に算入したとしても、一般に課税所得の適正な期間計算を大きく損なうことはないと考えられることから、[法人税基本通達 9—3—5](#)において、その保険料の額は期間の経過に応じて損金の額に算入することと取り扱われています。

また、特に保険期間が長期にわたる定期保険や保険期間中に保険金額が逡増する定期保険は、その保険期間の前半における支払保険料の中に相当多額の前払部分の保険料が含まれており、中途解約をした場合にはその前払部分の保険料の多くが返戻されるため、このような保険については、以下の個別通達により、その支払保険料の損金算入時期等に関する取扱いの適正化が図られてきました。

■ [昭和 62 年 6 月 16 日付直法 2—2「法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて」](#)

さらに、いわゆる第三分野保険についても上記と同様の考え方のもと、以下の個別通達において、支払保険料の損金算入時期等に関する取扱いが明らかにされてきました。

■ [昭和 54 年 6 月 8 日付直審 4—18「法人契約の新成人病保険の保険料の取扱いについて」](#)

■ [平成元年 12 月 16 日付直審 4—52、直審 3—77「法人又は個人事業者が支払う介護費用保険の保険料の取扱いについて」](#)

■ [平成 13 年 8 月 10 日付課審 4—100「法人契約の『がん保険\(終身保障タイプ\)・医療保険\(終身保障タイプ\)』の保険料の取扱いについて\(法令解釈通達\)」](#)

■ [平成 24 年 4 月 27 日付課法 2—5、課審 5—6「法人が支払う『がん保険』\(終身保障タイプ\)の保険料の取扱いについて\(法令解釈通達\)」](#)(PDF 175KB)

しかし、これらの個別通達の発遣後相当年月を経過し、以下の問題が生じていたことから、各保険商品の実態に応じた取扱いとなるよう資産計上ルールの見直しが行われるとともに、類似する商品や第三分野保険の取扱いに差異が生じることのないよう定期保険及び第三分野保険の保険料に関する取扱いを統一することとされました。

- ・ 保険会社各社の商品設計の多様化や長寿命化等により、それぞれの保険の保険料に含まれる前払部分の保険料の割合にも変化が見られること。
- ・ 類似する商品であっても個別通達に該当するか否かで取扱いに差異が生じていること。
- ・ 前払部分の保険料の割合が高い同一の商品であっても加入年齢や保険期間の長短により取扱いが異なること。
- ・ 第三分野保険のうち個別通達に定めるもの以外はその取扱いが明らかではなかったこと。

II. 改正通達の概要

1. 定期保険及び第三分野保険の保険料に関する原則的な取扱い

第三分野保険の保険料の構成は定期保険と同様と認められることから、従来の定期保険の取扱いに第三分野保険の取扱いを加え、これらの保険料に含まれる前払部分の保険料が相当多額と認められる場合を除き、原則として、期間の経過に応じて損金の額に算入することとされます。(改正法人税基本通達 9—3—5)

ただし、法人が、保険期間を通じて解約返戻金相当額のない定期保険又は第三分野保険(ごく少額の払戻金のある契約を含み、保険料の払込期間が保険期間より短いものに限られます。以下、「解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険」といいます。)に加入した場合において、その事業年度に支払った保険料の額が 30 万円以下であるものについては、その支払った日の属する事業年度の損金の額に算入することが認められます。(改正法人税基本通達 9—3—5(注 2))

これに伴い、上記「I. 改正の背景」に記載した 5 つの個別通達は廃止されます。

2. 定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い

法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含みます。)を被保険者とする保険期間が 3 年以上の定期保険又は第三分野保険で最高解約返戻率が 50%超であるものに加えて、その保険料を支払った場合には、その支払保険料については、以下のように最高解約返戻率に応じて、その金額に一定割合を乗じた金額を一定期間資産に計上し、残額を損金の額に算入する取扱いが新設されます。なお、資産計上期間経過後は、支払った保険料を保険期間の経過に応じて損金の額に算入するとともに、資産に計上した金額は、取崩期間において均等に取り崩し、保険期間の経過に応じて損金の額に算入されます。(改正法人税基本通達 9—3—5 の 2)

【最高解約返戻率が 50%超 70%以下となる場合】

資産計上期間	保険期間開始日からその保険期間の 40%相当期間を経過する日まで
資産計上額	当期分支払保険料 × 40%
取崩期間	保険期間の 75%相当期間経過後から保険期間終了日まで

被保険者一人当たりの年換算保険料相当額が 30 万円以下のものについては、上記 1. の取扱いが適用されます。

【最高解約返戻率が 70%超 85%以下となる場合】

資産計上期間	保険期間開始日からその保険期間の 40%相当期間を経過する日まで
資産計上額	当期分支払保険料 × 60%
取崩期間	保険期間の 75%相当期間経過後から保険期間終了日まで

【最高解約返戻率が 85%超となる場合】

資産計上期間	(原則) 保険期間開始日から、最高解約返戻率となる期間 ^(*) の終了日まで ^(*) その期間経過後の各期間において、その期間における解約返戻金相当額からその直前の期間における解約返戻金相当額を控除した金額を年換算保険料相当額で除した割合が 70%を超える期間がある場合には、その超えることとなる期間
	(例外) <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の資産計上期間が 5 年未満となる場合： 保険期間開始日から 5 年を経過する日まで ・ 保険期間が 10 年未満の場合： 保険期間開始日からその保険期間の 50%相当期間を経過する日まで
資産計上額	当期分支払保険料 × 最高解約返戻率 × 70% ^(*) ^(*) 保険期間開始日から 10 年を経過する日までは、90%
取崩期間	解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間 ^(*) 経過後から保険期間終了日まで ^(*) 資産計上期間の(例外)に該当する場合には、(例外)による資産計上期間

上記の資産計上額は、当期分支払保険料の額に相当する額が限度とされます。

また、資産計上額の計算において、事業年度の中で資産計上期間が終了する場合には、当期分支払保険料の額をその事業年度の月数で除してその事業年度に含まれる資産計上期間の月数を乗じて計算した金額により、資産計上額を計算することとなります。この取扱いは、その事業年度の中で資産計上額の欄の「保険期間開始日から 10 年を経過する日」が到来する場合の資産計上額についても、同様です。

《用語の意義》

保険期間	保険契約に定められている契約日から満了日まで (その保険期間の開始の日以後1年ごとに区分した各期間で構成されているものとして通達の取扱いを適用する。)
最高解約返戻率	その保険の保険期間を通じて解約返戻率(保険契約時において契約者に示された解約返戻金相当額について、それを受けることとなるまでの間に支払うこととなる保険料の額の合計額で除した割合)が最も高い割合となる期間におけるその割合
当期分支払保険料	支払った保険料の額のうちその事業年度に対応する部分の金額
年換算保険料相当額	その保険の保険料の総額を保険期間の年数で除した金額

III. 適用時期

改正後の取扱いは、以下の保険料について適用され、既契約分に係る保険料への遡及適用はありません。

- ・ 2019年7月8日以後の契約に係る定期保険又は第三分野保険(解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険を除く。)の保険料
- ・ 2019年10月8日以後の契約に係る定期保険又は第三分野保険(解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険に限る。)の保険料

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22 広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.